

事 務 連 絡

令和 7 年 5 月 27 日

都道府県
指定都市
各 中 核 市
市区町村
民生主幹部（局）御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室

介護福祉士国家試験におけるパート合格（合格パートの受験免除）の導入に係る Q&A の送付について

介護福祉士国家試験におけるパート合格（合格パートの受験免除）の導入について（令和 7 年 5 月 27 日社援発 0527 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知）において、介護福祉士国家試験パート合格の実施方法等について周知したところですが、照会の多いものについて以下のとおり Q&A を作成しましたので、管内の介護福祉士養成施設、介護福祉士学校、福祉系高等学校等及び施設・事業所等に対する周知についてお取り計らいをお願いします。

No.	質問	回答
1	国家試験合格者（全パート合格者）とパート合格者はどのように違うのか。	パート合格者は、一部のパートの合格基準に達し、合格パートの受験を一定の期間免除された者であって、国家試験合格者（全パート合格者）と違い、介護福祉士となる資格を有する者でない。
2	パート合格者は、配置基準や報酬の算定に含まれるか。	上記回答のとおり、介護福祉士ではないため、介護福祉士としての配置基準や報酬の算定には含まれない。
3	パートごとに合格率は公表されるか。	パートごとの合格率は公表せず、これまで通り国家試験合格者（全パート合格者）のみを対象とした合格率を公表する。

4	パート合格の導入が、介護福祉士の質の低下につながるのではないか。	介護福祉士の質の維持・向上を図ることが必要であるため、国家試験の質を担保する観点から、合格基準とパート合格の有効期限を定めている。 具体的には、合格基準は、これまで通り全パート受験時は問題の総得点の 6 割程度を基準として問題の難易度で補正した点数以上かつ試験科目群すべてにおいて得点があることを維持する。パートごとの合格基準では、全体の合格基準点に対し全パートを受験した受験者のパートごとの平均得点の比率で按分して得られた点数以上、かつ各パートを構成する科目群すべてにおいて得点があることを合格基準としており、パートごとに独立した合格判定をすることから、結果として質は保たれる。 また、パート毎に、パート合格した最終年から翌々年までを有効期限と設定している。
5	不合格者の再受験時に、既に合格したパートの受験は希望制とあるが、合格したパートを受験する意義はあるか。	パート合格の有効期限は、パート合格した年から翌々年までとなっており、一部パートについて合格した者が、再度、全パートを受験し、既に合格したパートについて、再び合格した場合には、当該パートの有効期限が延長される。 また、一部パートについて合格した者が、翌年度以降、不合格パートのみ受験するといった方法に加えて、再度、全パート受験をするといった方法を選べるようにすることで、得意なパートを生かした受験が可能となること、これにより、一人ひとりの状況に応じた学習の選択肢が拡大され则认为る。